

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年11月7日 15時00分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港湾口北防波堤西側 大船渡 ^{きんご} 珊瑚島南灯台から真方位161°1,490m付近 (概位 北緯39°01.3′ 東経141°43.9′)
事故の概要	プレジャーボート ^{もと} 元丸は、釣り場を発進した際、岩礁に乗り揚げた。 元丸は、船底に破口を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月16日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 元丸、0.8トン IT3-54151（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が、岩礁地帯で釣りを行った後、帰港するため本船を発進させた際、操舵位置の船首側に立っていた知人の身体が妨げとなって正船首方の岩礁に気付かずに発進し、数秒後に乗り揚げた。
分析	本船は、船長が見張りを適切に行っていなかったことから、正船首方の岩礁に気付かずに発進したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が見張りを適切に行っていなかったため、正船首方の岩礁に気付かずに発進して乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。